

●確定申告期に時間を要するケースなど●

①記帳（入力）集計ができていない、消費税の記帳（入力）がわからないケース

⇒確定申告期は記帳の相談を承ることは予約の混雑化を招きます。記帳（入力）、集計などは出来る限りご自身でお済ませください。

②令和6年中に新たに10万円以上の減価償却資産の取得があるケース

⇒取得にあたっては、記帳はもちろん減価償却の計算、下取りや借入をした場合には明細書の作成が必要な為、時間を要します。

③売掛金・買掛金・未払金（カード等での購入）が処理されていないケース

⇒各種帳簿の残高の確認をしてください。残高が動いていないケースやマイナスになっているケースがよく見受けられます。

●手書き記帳されている方●

①青色申告決算書

⇒集計をしっかりと行い、下書きをしましょう

②確定申告書

⇒各種控除書類や源泉徴収票を用意して下書きをしましょう

③消費税の申告をする方

⇒下書きが難しい方は①の決算書と消費税額区分した帳簿を持参してください

④「①青色申告決算書、②確定申告書、③消費税申告書」の清書が困難な方

⑤6.5万控除の為にe-Taxを希望しパソコン入力を依頼したい方

⇒④⑤ともに青色申告会におまかせください（有料）

⇒①②を事務局に持参してください。その際に次回の申告指導予約をお取りください。来局前に打ち込みをしておきます。持参は令和7年2月末までをお願いします。

●インボイス登録申請をして免税事業者から課税事業者になった方●

免税業者がインボイス登録により課税事業者になった場合の消費税の計算方法は3つあります

- ①一般課税（消費税の実額を使った計算方法 / 事務・インボイス対応の負担大）
- ②簡易課税（消費税を概算する計算方法 / 事務・インボイス対応の負担小）
- ③2割特例は（免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の負担軽減策）

①②③のどれを選択するかによって税額が変わるの

で、有利な税額になる方を選択するとよいです。これは実際に計算して、どちらが有利かを判断するしかありません。判断には少し時間がかかりますので所得税の確定申告とは別に令和7年3月18日以降に相談予約をお取りいただくことをおすすめします。予約方法は所得税の確定申告と同じ方法です。中面をお読みください。

重要！！ 令和6年分

確定申告期間の

完全予約制度について

事務局からのお願い

- ・確定申告期間中の予約枠数には限りがあります。皆様が早期に1回の来局で確定申告を完了させるよう心掛けてください。（期間中に多数の方が複数回相談をすることで予約枠が不足致しますのでご協力をお願いします。）
- ・記帳・決算書作成についてのご相談は、早期(年内)に行ってください。
- ・令和7年1月15日から確定申告の指導が開始すると事務局員が電話にできることができませんので留守番電話になります。お手数ですがお電話は12時～13時、16時～17時をお願いします。
- ・土地・建物の売却や先物取引、FX、暗号資産、特定口座以外の株式の売却等は相談の範囲外につき、税務署や税理士にご相談ください。（税務署も予約制）
- ・感染症拡大防止の観点より発熱などの体調不良の場合にはお断りさせていただきます。また事務職員や関係役員が多数発熱した場合、悪天候などのやむを得ない事情により急遽閉局させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。その際は整理ができ次第、当会ホームページで周知いたします。

不明や疑問点がございましたら事務局までお問合せ下さい



瀬戸・旭青色申告会

〒489-0046 瀬戸市元町3丁目1番地

TEL:0561-84-0048 FAX:0561-83-8678

✉:setoasahi-aosin@aquamarine.bforth.com

ホームページ:<https://setoasahikai.com/>

冬期休業：令和6年12/28から令和7年1/5まで

●指導日程表・提出期限●

所得税確定申告指導会 提出期限：令和7年3月17日（月）
 消費税確定申告指導会 提出期限：令和7年3月31日（月）

2025 1月							2025 2月							2025 3月						
日 Sun	月 Mon	火 Tus	水 Wen	木 Thu	金 Fri	土 Sat	日 Sun	月 Mon	火 Tus	水 Wen	木 Thu	金 Fri	土 Sat	日 Sun	月 Mon	火 Tus	水 Wen	木 Thu	金 Fri	土 Sat
			1 祝	2	3	4						1							1	
事務局冬季休暇																				
5	6	7	8	9	10	11	2	3 祝	4	○	5	○	6	○	7	○	8	9	10	11
12	13 祝	14	○	○	○	○	12	○	○	○	○	○	○	12	○	○	○	○	○	○
19	○	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	○
26	○	○	○	○	○	○	23 祝	24 祝振替	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	○
													30	○	○	○	○	○	○	

「○」⇒所得税・消費税予約相談可能日 令和7年1/15～3/17
 「△」⇒消費税・予約相談可能日 令和7年1/15～3/31

●開始時間●

- ① 9:15 ② 10:15 ③ 11:15
 - ④ 13:15 ⑤ 14:15 ⑥ 15:15
- ご相談時間は1枠45分となります

●予約受付・変更●

① LINE公式アカウントより

令和6年12月10日午前10時よりLINEにて
 受付：前日正午まで 変更・キャンセル：お電話にて承ります
 LINE登録がお済でない方はこの機会に登録をお願いします
 登録についての詳細は別紙にてご確認をお願いします

② 電話 0561-84-0048

令和6年12月10日午前10時より
 予約受付・変更・キャンセル電話
 令和7年1月6日以降の平日 PM12時～13時、16時～17時
 他の行事により電話に出れない時があります。申し訳ありませんが時間または日にちを変え改めておかけ直してください

1枠45分の相談時間が足りなさそうな方は連続2枠予約可

相談指導は
 45分
 1,500円
 (税込み)

LINE公式アカウントからの予約は会員様限定のサービスの為、ご登録QRコードの掲載を控えさせていただきます

指導期間中（令和7年1月15日～3月17日）は事務局員による電話対応ができなくなります。お手数ですが上記時間で対応をお願いします。

予約メモ

月	日	時	分
()	曜日		から

●予約の際の注意事項●

- ✓ 所得税・消費税の確定申告における相談時間45分に対しての会場使用料をいただいております。なるべく1度の相談時間で完了できるように質問や所得控除の書類等をまとめておいてください。
- ✓ ご家族等のご相談がある方の会場使用料は会員の2倍となります。
- ✓ 申告相談期間中はインボイス制度・電子帳簿保存法についてのご相談は承ることができません。4月1日以降にお願いします。
- ✓ 変更・キャンセルは必ずご連絡ください。
- ✓ 遅刻や忘れ物にご注意ください。
遅刻や忘れ物があっても時間の延長はできかねます。到着時間によっては、予約時間を無効とさせていただく場合がございます。
- ✓ 急遽土日に予約枠を増やす場合があります。HPで確認をお願いします。HPでの確認が難しい方は、事務局まで連絡をお願いします（平日12～13時、16～17時）

本年の確定申告指導会の開催の案内
 R7年2月10日・12日 事務局
 R7年2月17日・19日 東部市民センター
 上記の期間での指導をご希望の方は予約でなく受付順になります。

<会場使用料の明細について> ※1～4以外にその他別途料金が必要な場合があります

1、指導料（1枠45分）	1枠1,500円(税込み)
2、国税庁HPを使っの決算書・確定申告書作成指導料等	1回1,500円(税込み)
3、e-Tax送信手続指導料（※所得税、消費税各々）	1回1,500円(税込み)
4、会員外（会員ご家族等を含む）	会員料金の2倍

確定申告指導の際に必要な持参物リスト

税務署から届いた税務書類

- 「確定申告のお知らせ」ハガキ
- 予定納税の支払金額が分かるもの
※所得税の予定納税と消費税の中間納付をした方
→（「確定申告のお知らせ」ハガキにも金額の記載があります）

『前年』の資料

- 確定申告書控（修正申告・更正の請求などをした方はその控）
- 決算書・収支内訳書控 ※事業・農業・不動産所得のある方

『本年分』の帳簿等 ※事業・農業・不動産所得のある方

- 決算書・収支内訳書 ※税務署から用紙は送付されません
- 減価償却資産を取得した明細書
- 通帳・各種帳簿・集計表や試算表
- 従業員の源泉徴収簿 ※専従者や従業員がいる方
- 源泉所得税の納付済領収書 ※〃

収入に関する証明書等

- 支払調書 ※報酬など源泉徴収された収入がある方
- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金の源泉徴収票 ※公的年金改定通知書ではありません
- 個人年金の支払年金額等のお知らせ
- 生命保険等の満期返戻金があった方は、収入金額及び必要経費の記載がある計算書
- その他収入に関する証明書 ※特定口座年間取引報告書、事業用車両の売却に関する資料等

控除に関する証明書等

- 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の年間支払額を証する書類
※年度ではなく「1～12月分」の支払金額です
- 国民年金・国民年金基金の控除証明書
- 生命保険料控除証明書
- 地震（損害）保険料控除証明書
- 小規模企業共済払込証明書
- 配偶者の源泉徴収票 ※配偶者（特別）控除を受ける方
- 医療費控除の明細書 ※明細書の作成が必要（領収書の提出はできません）
- 住宅ローンの年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書
※住宅ローン控除（2年目以降）がある方
- 寄付金控除証明書

その他

- 会計ソフトのデータ（※クラウド型会計ソフトをご利用の方はIDとパスワード）
- 金融機関名と口座番号が分かるもの ※還付申告の場合に必要なになります
- マイナンバーの添付書類（本人分） ※書面提出で申告をする方
- 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）
- マイナンバーカード本体及び署名用パスワード（大文字英数字6～16桁以上）と利用者証明用・入力補助用パスワード（数字4桁）（またはID・パスワード方式の届出完了通知 ※e-Taxで申告をする方）
- 国税庁HPで作成した決算書データ（.data）と印刷した決算書（控用）及びデータ入力の基となった決算書 ※決算書まで含めたe-Taxをする方
- 筆記用具、電卓

瀬戸・旭青色申告会



LINE公式アカウント 友達募集中!

ご登録いただきますと、事務局からの最新情報をリアルタイムで皆様にお届けします。また**確定申告指導相談の予約**はホームページのWEB予約からではなく**LINE公式アカウント**からお取りいただくことになりましたので、この機会にご登録をお願いします

ご登録（お友達追加）方法

①画面左下  をタップ

ホーム

②画面右上  をタップ

③画面中央  をタップ

QRコード

④左記QRコードを読み取る

QRコード



*会員様限定の為HP掲載は控えさせていただきます



*端末によっては、多少操作方法が違う場合があります



瀬戸・旭青色申告会公式LINEアカウントは、友達登録されても個人情報を把握できない仕組みですので、瀬戸・旭青色申告会が発信する情報を受け取ることで皆様の個人情報が危険に晒されることはありませんのでご安心ください。